

ごみは町指定袋に入れて、収集日当日、朝8時までに各地域で決められたごみ集積所(ごみステーション)に、「区名・班・氏名」の方を前に向けて整理して出してください。
※前日や夜中は、近隣の迷惑、交通の妨げ、不審火のもとになりますので、必ず当日の朝に出しましょう。
※ごみ集積所に出されたごみを持ち去る行為は犯罪です。発見したら警察に通報しましょう。

「長泉町ごみ分別アプリ」

iphoneをお使いの方



Androidをお使いの方



ごみ袋は・・・

| | 町指定袋 | ビニール袋 (透明・半透明) |
|---------|------|-------------------|
| 燃やせるごみ | ○ | × |
| プラスチック類 | ○ | ○ |
| 燃やせないごみ | ○ | ○ |

※他市町のごみ袋を使用する場合は、市町名を二重線で消し、長泉町と記入して下さい。黒いビニール袋は回収しません。

5

区名

上土狩
エンゼル
惣ヶ原
新屋町中
新屋町下

| 分別 | ごみ収集日 | ※祝日収集します |
|---------|---------|--|
| 燃やせるごみ | 毎週月・木曜日 | 年末最後の収集日は、12月28日(木)となります。新年は、1月4日(木)から収集します。 |
| プラスチック類 | 毎週水曜日 | 年末最後の収集日は、12月27日(水)となります。新年は、1月3日(水)から収集します。 |

| 月別 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 燃やせないごみ | 1・15日 | 6・20日 | 3・17日 | 1・15日 | 5・19日 | 2・16日 |
| 資源物 | 14・28日 | 13・27日 | 13・27日 | 14・28日 | 12・26日 | 12・26日 |
| ペットボトル 有害ごみ | 11・25日 | 12・26日 | 10・24日 | 11・25日 | 11・25日 | 9・23日 |

| 月別 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 燃やせないごみ | 7・21日 | 4・18日 | 2・16日 | 6・20日 | 3・17日 | 2・16日 |
| 資源物 | 14・28日 | 14・28日 | 12・26日 | 16・30日 | 13・27日 | 12・26日 |
| ペットボトル 有害ごみ | 13・27日 | 11・25日 | 9・23日 | 13・27日 | 10・24日 | 9・23日 |

ごみの分け方と出し方 (袋には、区名・班・氏名を書いてください。)

| | | | |
|---------|--|--|---|
| 燃やせるごみ | <p>植木・板くず(長さ50cm以内) 紙おむつ(汚物を流す) 草・花(根についた土を払い落とす) 雑巾 布きれ 貝殻 落葉など</p> | <p>壊してから出すもの (壊して出せない場合は、直接搬入下さい)</p> <p>タンス・木の机・下駄箱(名札を添付) (一番長いところの長さ50cm以内)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 町指定袋に入れ、一度に5袋までにして出してください。 台所のごみは、水切り袋を使用するなどよく水を切って、町指定袋に入れて口を結ぶ。 生ごみは、コンポスト、生ごみ処理機などを活用してごみの減量に努めてください。※補助金制度あり 木の枝、竹、タンスなどの木製品は、一番長いところで長さ50cm以内、太さ直径5cm以内に切って、麻ひも、紙ひも、縄などで束ねて、紙やテープに氏名を書いたものを添付する。 1束は直径40cm程度を目安に5束までとし、直径5cmを超えるものや6束以上は焼却場へ自己搬入する。 「資源物」にならない雑巾、布きれ、ハギレ、切った下着、穴あき靴下、ストッキング、毛糸などは「燃やせるごみ」に出す。 串、ようじなど、先のとがったものは二つに折る。 注:各種衛生用品(歯ブラシ、PCR検査キット等) |
| | <p>卵パック</p> <p>飲料のプラスチック容器(ふたを外す)</p> <p>調味料の容器など</p> <p>発泡スチロール</p> <p>スーパーの袋・菓子の袋・ラップ類</p> <p>洗剤・シャンプーの容器(中を洗浄する)</p> <p>プラスチック製の食品容器</p> <p>薬錠剤ケース(薬は燃やせるごみ)</p> | <ul style="list-style-type: none"> レジ袋、菓子の袋、ビニール袋などの袋類。菓子の包みや惣菜などのラップ類。 プリン、アイス、ヨーグルトなどのカップ類。弁当から、食品トレイ。各種パック類。 歯みがき、練りわさび、マヨネーズ、化粧品などのチューブ類。※注 ソースなど調味料、洗剤、シャンプーなどのボトル類。※注 プラスチック製のふた、キャップ類。発砲スチロールの箱、緩衝材、梱包材。 カップめん、弁当に付いている調味料など、小さな容器や袋。包装用フィルム類。 レトルト食品など(カレー、中華丼、牛丼など)アルミコーティング袋。 注:ふた・キャップは必ず外し、中身は使い切った後に、すすぎ洗または拭き取ってから袋に入れて出す。 | |
| プラスチック類 | <p>ポリバケツ</p> <p>ポリタンク</p> <p>プラスチック製コンテナ・カゴ</p> <p>ジョイントマット(ポリエチレン製のもの)</p> <p>※コルクのマットは破砕ごみへ</p> <p>洗面器</p> <p>プラスチック製食器、容器、ケース</p> <p>定規など文房具</p> <p>CDやDVD・カセットテープなどのケース</p> <p>おもちゃ(プラスチックのみのもの)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 上記「プラスチック製容器包装」以外のプラスチック類だけを袋に入れて出す。 小物は袋に入れて出す。袋に入らないものは素材に直接氏名を書いて出す。 ポリバケツ、洗面器、衣装ケースなどのプラスチック製品。 DVD、CD、ビデオテープのケース。 ※中身は「燃やせないごみ(埋立ごみ)」に、パッケージなどに含まれる紙類は、雑紙に出す。 プラスチック製のおもちゃ。 ※乾電池、金属類は取り除き金属と一体型で取り外せないものは「燃やせないごみ(埋立ごみ)」として出す。 プラタンク、プラスチック製鉢などは、土を払い落としすすぎ洗をして出す。 容器など汚れたものは、すすぎ洗をして汚れを落としてから出す。 | |
| 燃やせないごみ | <p>鏡・電球など</p> <p>鉢・食器・灰皿・花瓶など</p> <p>ガラス製品</p> <p>乳白色の化粧品のびん(ふたを外す)</p> <p>靴類</p> <p>オアシス</p> <p>CD、DVD</p> <p>カセットテープ、ビデオテープ</p> <p>ポット</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「資源物(びん類)」以外のガラス製品(コップ、皿、食器、花瓶、板ガラスなど)は、必ず袋に入れて氏名を書いて出す。 おもちゃなどは、乾電池、バッテリーを取り外し、プラスチック、金属を含むものは分解し素材ごとに出す。 アルミ箔、鍋焼きうどんなどのアルミ皿、アルミホイールなど。 | |
| 小型家電 | <p>扇風機</p> <p>ステレオ・ラジオカセット・ビデオデッキ</p> <p>時計</p> <p>電話機</p> <p>携帯電話</p> <p>電卓</p> <p>炊飯器</p> <p>各種ストーブ・ガスレンジ・ファンヒーター</p> <p>電子レンジ・トースター</p> | <ul style="list-style-type: none"> 炊飯器の内釜は「資源物」に出す。 ファンヒーターなど電気や電池で動くものは「小型家電」で出す。※電池を使用しているものは電池を取り外す。 簡単に取れるプラスチック・金属は取り外し、素材ごとに「その他プラスチック」、「資源物」に出す。 下表の「テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、原付バイク(リサイクル法対象機器)」は、町では収集しない。 石油ストーブなどの灯油は必ず抜き取り本体の底部もカラにする。 | |
| 破砕ごみ | <p>ジュース・カーペット・ござ</p> <p>綿フuton</p> <p>座椅子</p> <p>マットレス</p> <p>座布団</p> <p>ぬいぐるみ</p> <p>※ゴルフバッグ、スーツケース、キャリーバッグなど大型バッグ類</p> | <ul style="list-style-type: none"> 紙に氏名を書いたものを添付する。 布団、こたつ布団、ジュースなどは、小さく畳むなどして、ひも(ビニールひもなど)で縛って出す。 座椅子、ベット(マットレス含む)は、縦、横、高さ共に50cm以上のものは焼却場へ自己搬入する。 | |
| 資源物 | <p>やかん・鍋・空き缶・その他鉄くず・ハリガネハンガー・物干しざお・園芸用支柱</p> <p>※釘、ビスなどの小物はふたつき缶又はビニール袋に入れて出す。</p> <p>自転車・三輪車(金属製のもの)</p> <p>※電動自転車のバッテリーは外して「有害ごみ」に出す。</p> <p>びんのふた(金属)</p> <p>傘(骨の部分のみ)</p> <p>スプレー缶</p> <p>缶:空き缶容器に入れる</p> | <ul style="list-style-type: none"> 物干し竿など、ビニールに被覆されたスチール製品は2m以内に短くして、直接氏名を書いて出す。 空き缶(1,000ミリリットル以下)は、ごみ集積所に配置した「空き缶容器」の中にビニール袋などには入れずに出す。 スプレー缶は使いきってから穴を開けずに「空き缶容器」に入れる。使いきれない場合は焼却場へ持ち込む。 傘は、布・ビニールなどを取り除いて出す。 ペンキ缶は中のペンキを取り除いてから出す。少量の中身が残っている場合は、新聞紙などで拭き取った後に「燃やせるごみ」缶は「資源物」として出す。 缶詰などの缶類は中身を使い切るなどして、すすぎ洗をして出す。 釘、ビスなどの小物はふたつき缶又はビニール袋に入れて出す。 | |
| 資源物 | <p>「無色」・「茶色」・「その他色びん」</p> <p>ビールびん、酒びん、コーラびんなどのリターナブルびん</p> <p>使い捨てびん</p> <p>化粧品のびん(乳白色の化粧品のびんは埋立ごみ)</p> <p>※びん以外のガラス製品は埋立ごみに出す。</p> | <ul style="list-style-type: none"> びんは、中身を使いきるなどして、すすぎ洗をして出す。 空きびんのキャップは取る。※キャップは、プラスチック、金属など素材に応じて分別して出す。 打栓式のキャップ(中栓)は、そのまま出す。 空きびん、化粧びんは、ビニール袋などには入れずに無色・茶色・その他に色分けをしてコンテナに出す。 | |
| 資源物 | <p>新聞紙</p> <p>雑誌</p> <p>※「雑紙」</p> <p>紙製容器包装</p> <p>ダンボール箱</p> <p>牛乳など紙パック(中を水洗いし、切り開き乾燥して束ねる)</p> <p>古着</p> <p>ビニール袋に入れる(箱の下に入れて出す)</p> <p>紙のシュレッダーくず(袋に入れる)</p> <p>かばん・バッグ</p> <p>リュック類</p> <p>毛布・羽毛フuton</p> <p>カーテン</p> | <ul style="list-style-type: none"> 雑紙は「資源物」として出してください。 紙のシュレッダーごみは、ビニール袋に入れて出す。 古紙はダンボール、新聞、雑誌及び雑紙、牛乳パック・酒パックなど(内側がコーティングされているもの)の4分厚にし、それぞれ紙ひもで縛って出す。 折込チラシは新聞と一緒に紙ひもで縛って出す。 紙袋、包装紙、カタログ、封筒などの雑紙は、専用の回収ネット(黄色)に入れる。 細かい雑紙は、持ち手部分が紙製の紙袋にためておき、紙袋を紙ひもで縛って出す。 衣類などの布類はビニール袋などに入れ濡れないようにして出す。 | |
| 有害ごみ | <p>ペットボトル</p> <p>識別表示マーク</p> <p>※資源物を集めるごみ集積所で回収します。ごみ集積所に配置したペットボトル専用容器に出す。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 容器の中身を使いきってつぶして出す。 ペットボトルのキャップ、ラベルは、取り外して「プラスチック類(プラスチック製容器包装)」に出す。 キャンペーンシールは外して分別ごとに出す。 スプレー缶などの袋には入れず、ごみ集積所に配置したペットボトル専用容器に出す。 ※識別表示マークがついているものに限ります。 | |
| 有害ごみ | <p>乾電池</p> <p>すべての使用済み乾電池</p> <p>ニカド電池リサイクルマーク</p> <p>※家庭で使用したものに限り</p> | <ul style="list-style-type: none"> 乾電池は、ごみ集積所に配置した「カンデンチ」と書いた一斗缶に入れる。 ニカド電池、ボタン電池は、絶縁処理(電極にビニールテープを貼る)をしてから出す。 使い捨てライターは、使い切った後、使いきれない場合は焼却場へ直接持ち込みます。 蛍光灯(電球型蛍光灯も含む)、使い捨てライターは、ごみ集積所に配置した、蛍光灯用コンテナにそのまま入れる。 割れてしまった蛍光灯は、ビニール袋(なるべく透明なもの)などに入れてコンテナに出す。 | |

町が収集しないごみ → 購入業者(販売店)で引き取ってもらうか、処理業者に処理を頼んでください。

リサイクル法対象機器 便利帳(P17、18参照)

(1) 家電

- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機
- エアコン・室外機
- テレビ(ブラウン管式・液晶・プラズマ)
- 衣類乾燥機

(2) バイク

- バイク

法律に従い決められた方法で処理してください。

注意事項

- 焼却場に直接持ち込む場合は、本人確認のため、免許証など身分を証明するものを持参してください。
- 直接持ち込む場合にも分別してください。
- 粗大ごみ(家具類)は、焼却場で受付後、一般廃棄物最終処分場へ運搬をお願いします。
- 家庭ごみは「無料」で受け付けますが、事業系一般廃棄物は「有料」となりますので、焼却場へお問い合わせください。
- 産業廃棄物は、町では回収処理しませんので産業廃棄物処理業者にお問い合わせください。
- 医療廃棄物は、診療を受けている医療機関に処理の方法についてお問い合わせください。

※ごみの分別は『第5版 ごみの出し方便利帳(平成31年4月各戸配布)』を参照してください。